

【事業内容】

- 「子育て安心プラン」に基づき、地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
 - また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿整備に必要となる保育人材の確保を図る。
 - さらに、障害児の受入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。
- 《見直し》事業目的・内容が類似する事業について大括り化することで、事業目的・内容をわかりやすくし、事業の活用を促進するとともに、自治体における申請事務負担等の軽減を図る。

【対象事業】

I 保育人材確保対策 149億円（124億円）

- ①保育士・保育所支援センター設置運営事業
- ②潜在保育士再就職支援事業
- ③保育士資格取得支援事業
(保育士資格取得支援事業、保育士試験による資格取得支援事業)
- ④保育士宿舍借り上げ支援事業【拡充】
- ⑤保育体制強化事業【拡充】
- ⑥保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑦保育士試験追加実施支援事業
- ⑧保育補助者雇上強化事業
- ⑨若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業
- ⑩保育人材等就職・交流支援事業
(保育所等における業務集約化推進事業、保育人材等就職支援事業、保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流支援事業)
- ⑪保育所等におけるICT化推進等事業【新規】

II 小規模保育等の改修等 258億円（188億円）

- ①賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業【拡充】
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業

⑥認可外保育施設改修費等支援事業【新規】

- ⑦都市部における保育所等への賃借料等支援事業
(都市部における保育所等への賃借料支援事業、保育所設置促進事業)

III その他事業 70億円（81億円）

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業
(認可化移行調査・助言指導事業、認可化移行移転費等支援事業)
- ③広域的保育所等利用事業
- ④認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑤保育環境改善等事業
- ⑥家庭支援推進保育事業
- ⑦3歳児受入れ等連携支援事業
- ⑧保育利用支援事業（予約制）
- ⑨医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】
- ⑩保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】
- ⑪保育施設・事業の届出促進事業
- ⑫放課後居場所緊急対策事業
- ⑬小規模多機能・放課後児童支援事業
- ⑭新たな待機児童対策提案型事業
- ⑮待機児童対策協議会推進事業

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

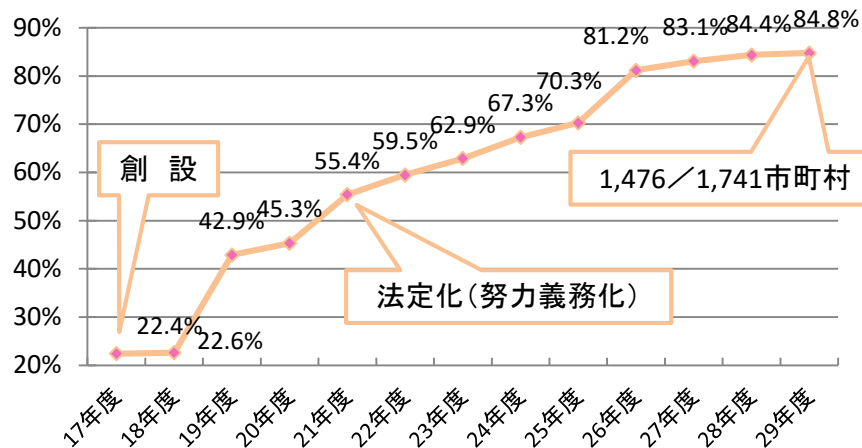
（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

2. 事業の内容

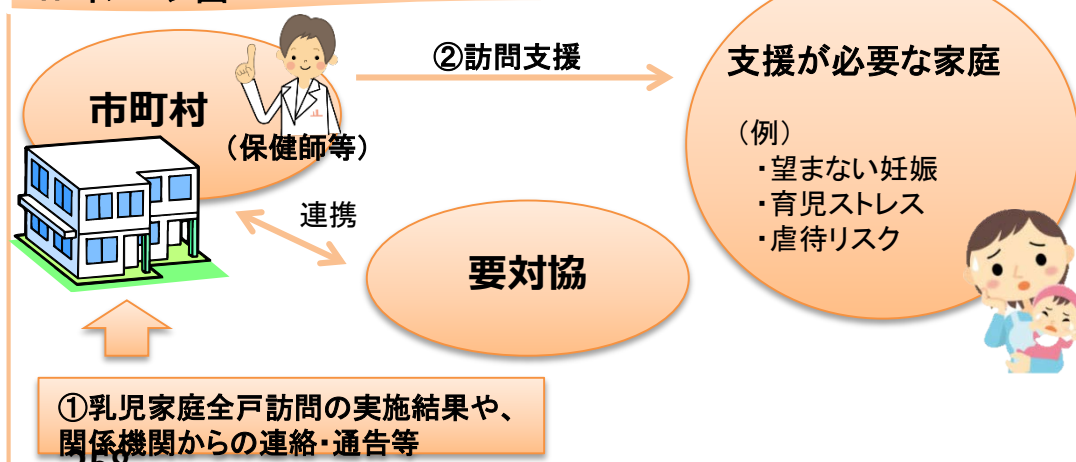
内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3） ※国、地方ともに消費税財源

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
 - （1）妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
 - （2）出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
 - （3）不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
 - （4）児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
- 訪問支援者（事前に研修を実施）
 - ・専門的相談支援…保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
 - ・育児・家事援助…子育て経験者、ヘルパー等

3. 実施率の推移



4. イメージ図



- 待機児童解消のための保育の受け皿拡大と保育の質の確保は「車の両輪」であり、保育園等による保育は、国が定める設備運営基準を満たす保育園等により実施されることが基本。
- 一方で、各自治体が独自の創意工夫のもと、待機児童解消のための取組に積極的に取り組めるよう、国家戦略特区において、待機児童が多い自治体が自ら定める基準に基づく「**地方裁量型認可化移行施設**」を設置して、「保育サポーター」を活用しながら待機児童の解消に取り組むことを支援（時限措置）。

大阪府・大阪市提案

保育需要に対応するため、国家戦略特区において、下記人員配置に係る特例を認めてほしい。

- ①認可保育園において、所定の研修（※）を修了した「**保育支援員**」について、配置基準上必要な**保育士の3分の1に置き換えて配置**できるようにしてほしい。

（※）27時間の座学研修＋480時間のOJT研修

【参考】保育士の養成課程での履修時間：約1,000時間

- ②上記配置を行った場合も（認可保育園として）**公費による支援**を行ってほしい。

（例）人員配置基準上、12人の保育士配置が求められる保育園の場合、保育士のうち3分の1（4人）を**保育支援員（1.5人で保育士1人に換算）に代えて**、保育士8人・保育支援員6人で保育業務を行う。



2019年4月からの対応

特区において、各自治体が、独自の設備運営基準（配置基準の**6割以上**は保育士）のもと「**地方裁量型認可化移行施設**」を設置することを認める（待機児童解消までの時限措置）。

- ①（保育士不足で運営が困難などの緊急的な場合に限り）

認可保育園からの移行も可能

（※）ただし、都道府県が、①当該施設において、保育士確保の取組を行った上で、なお保育士の確保が困難であること、②利用児童数と定員数が乖離していないこと、③当該施設の職員の給与が他の認可施設と比べて著しく低くないこと、を確認する必要。

- ②「地方裁量型認可化移行施設」に対して、国の運営費の基準額にならない、**設備・運営に応じた運営費**

- ③都道府県が適当と認める研修を受講した者を一定以上配置した場合に、**運営費の補助を加算**（保育サポーター加算）。

- ④認可化移行の計画期間については、**上限なし。**

- ⑤保育の質の確保のため、下記措置等の実施を義務付け。
 - ・地方裁量型認可化移行施設への定期的な指導・監査の実施や運営状況の見える化
 - ・都道府県の協議会による人材確保策の実施・公表

※ 厚生労働省における「保育の質」の確保・向上のための多面的な検討に資するよう、自治体の協力を得て、その実施状況等を把握し、分析・評価する。

【通し番号 204】 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）における充実（2016～2019年度）

【背景】

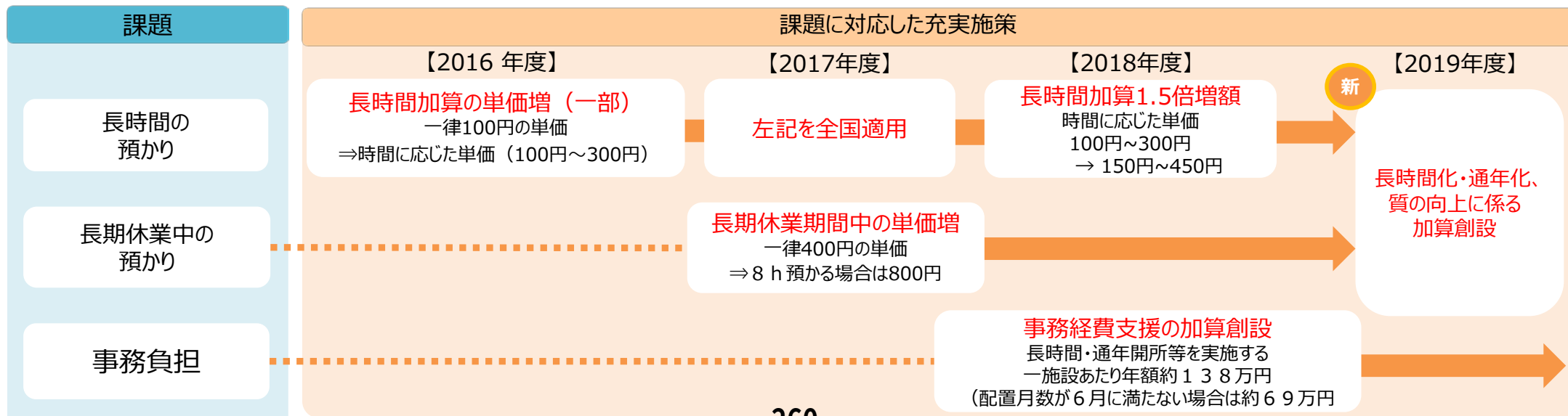
- ・ 幼稚園における預かり保育の充実を図るため、幼稚園の有する様々な課題に対応して、補助単価の増額等をこれまで順次実施。
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018について」に基づく預かり保育の無償化に伴い、幼稚園を希望する保育を必要とする者を質の高い預かり保育で受入れる体制を確保することは重要。そのためには預かり時間の長時間化・長期休業中も含めた通年開所を行う園への支援が必要。
- ・ 現行制度上、補助単価は非常勤という前提で設定しており、長時間・通年開所とした場合の職員配置のためには不十分。

新

【2019年度の新たな措置】

- 以下の要件を満たす施設に加算する
 - ✓ 担当職員を全て有資格者（幼稚園教諭又は保育士）とし、2名を下ることがないようにすること
 - ✓ 平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上の預かりを行うこと、
又は、平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上の預かりを行うとともに、休日において40日以上の預かりを行うこと
 - ✓ 年間延べ利用児童数が2000人超であること
- 加算単価：約**144**万（施設・年）
非常勤職員の追加配置又は非常勤職員の常勤化に必要な額

【参考】これまでの充実策の流れ



一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）による2歳児定期利用の制度概要【H30創設】 ①

【趣 旨】 子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児の迅速な受入を推進する。

【実施主体】 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市区町村

【要 件】

(1) 実施場所

幼稚園（新制度園及び私学助成園） ※認定こども園は対象外

(2) 対象児童

3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。

（※）本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）

(3) 設備基準・保育内容

保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98㎡

保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入に係る留意点について」（平成19年3月31日文科科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。

(4) 職員配置基準

児童6人につき職員1人

（※）上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合でも2人以上配置。ただし、必要教員数が1人の場合で、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、専任職員（常勤・非常勤を問わない）は1人で可

(5) 職員資格

・ 保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）

（※）当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④更新講習を受講せず免許状が失効した者を含む

・ ただし、職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

（※）本事業の担当職員のうちに、必ず保育士資格保有者1名を含めること。

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）による2歳児定期利用の制度概要【H30創設】②

(6) 保育時間・開所日数・開所時間

保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。

(7) 給食

自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要（保存・加熱のための最低限の設備は必要）。

(8) 保護者負担

各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。

【補助単価（子ども1人日額）】

基本分（8時間までの利用）：1,850円、長時間加算（＋1時間～＋3時間）：230円～690円

	～8h	9h	10h	11h～
基本分	1,850円			
長時間加算	—	230円（＋1h）	460円（＋2h）	690円（＋3h）
合計	1,850円	2,080円	2,310円	2,540円

【留意事項】

- ・ 認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ（寄付行為の変更は不要）
- ・ 本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。

＜介護休暇制度の時間単位取得にかかる閣議決定等＞

経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)(抄)

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

⑧ 女性活躍の推進

(略)

様々なハラスメントの防止など女性の就業・登用のための更なる環境整備を推進及び仕事と時間的制約との両立を支援するため時間休制度の拡大などの休暇制度改革を検討するとともに、…(略)。

(2) 働き方改革の推進

(略)

子育て、介護、治療など様々な事情に応じて、柔軟に休暇を取得できるよう、民間企業において、1時間単位で年次有給休暇を取得する取組を推進する。また、介護休暇制度については、現行では半日単位の取得しか認められていないため、1時間単位の取得が可能となるよう、必要な法令の見直しを行う。

規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定)(抄)

Ⅱ 分野別実施事項

4. 保育・雇用分野

(4) 介護離職ゼロに向けた対策の強化

No.5 介護休暇制度の更なる柔軟化

介護休暇の取得単位について、時間単位の取得が可能になるよう、必要な法令の見直しに向けた措置を講ずる。

実施時期：令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置

女性活躍加速のための重点方針2019(令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)(抄)

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

2. 子育て、介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進

(1) 待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた、子育て・介護基盤の整備等

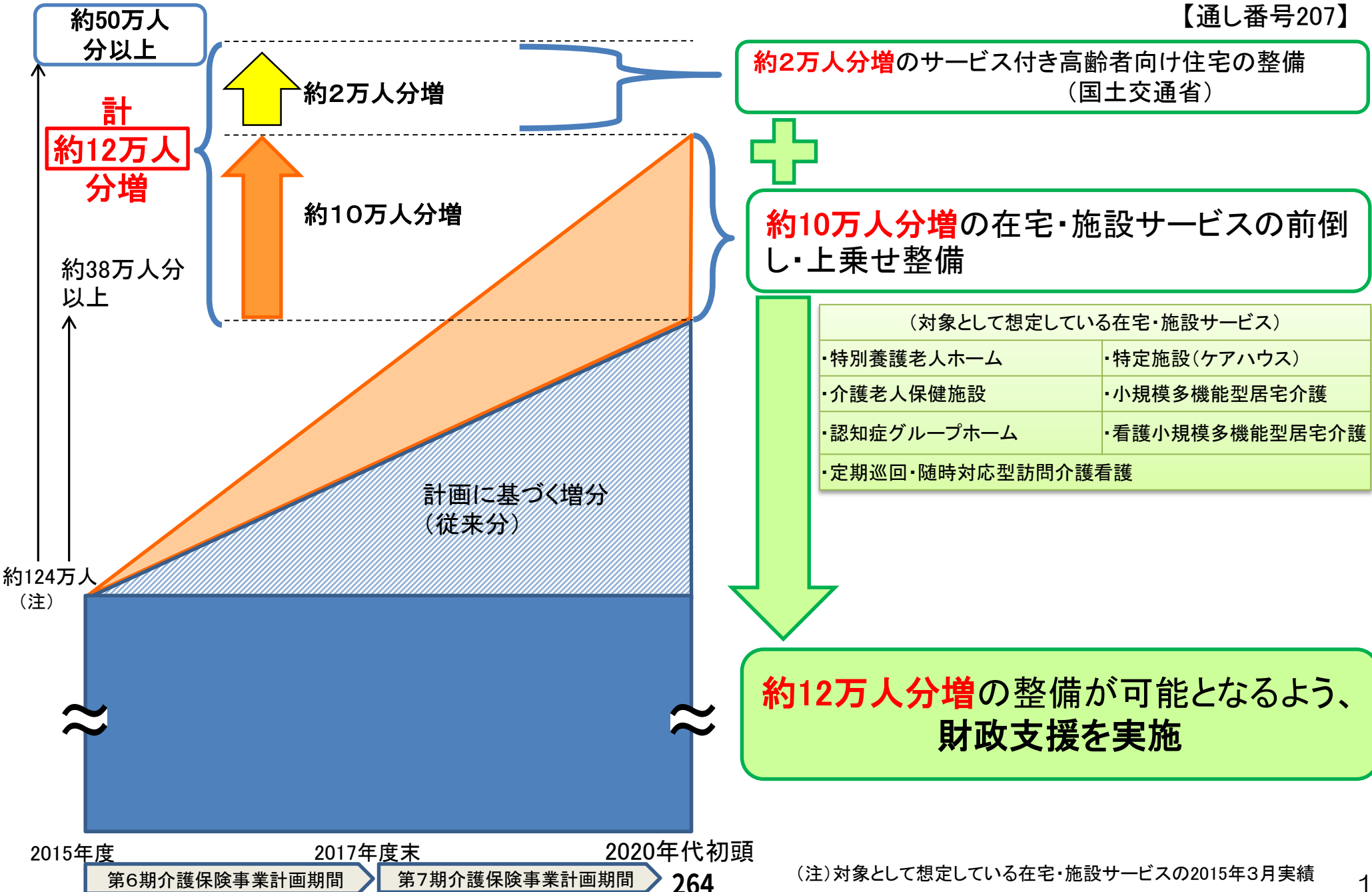
② 「介護離職ゼロ」に向けた介護サービス基盤の整備等

(略)

また、「介護離職ゼロ」に向けて、仕事と介護を両立できるよう、現在半日単位での取得が認められている介護休暇制度について、時間単位での取得を可能とするなど柔軟な取得の方策について検討する。

第3の矢.「安心につながる社会保障」(介護離職ゼロ)(前倒し・上乗せ整備のイメージ)

【通し番号207】



これまでの実績を合計すると、**月額57,000円**となる。

平成21年4月

平成21年度介護報酬改定 +3%改定

月額 + 9,000円
(実績)

平成21年度補正予算

処遇改善交付金を措置(1.5万円相当)

月額 +15,000円
(実績)

平成24年4月

平成24年度介護報酬改定

処遇改善交付金を介護報酬に単純に組み込む

月額 + 6,000円
(実績)

平成27年4月

平成27年度介護報酬改定

処遇改善加算の拡充(1.2万円相当)

月額 +13,000円
(実績)

平成29年4月

平成29年度介護報酬改定(臨時)

ニッポン一億総活躍プラン等に基づき、
処遇改善加算を拡充(1万円相当)

月額 +14,000円
(実績)

施設・事業所における
処遇改善

※ 実績は全て「介護従事者処遇状況等調査」によるが、それぞれ調査客体等は異なる。



全産業平均の賃金と遜色ない水準を目指し、

本年10月より、総額2000億円(年)を活用し、更なる賃上げを実施

(令和元年度予算額)

481,804千円

(令和2年度概算要求額)

679,685千円

→

【要求要旨】

- 介護ロボットについては、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現する観点から、その活用を促進していくことが期待されている。
- こうした中で、開発分野においても、厚生労働省が介護現場のニーズをくみ取り、「現場主導の開発」へと繋げていくことが重要であり、現場のニーズを開発シーズに繋げるための事業等、介護ロボットの開発・普及の加速化に向けて必要な経費を要求する。

【事業内容】

- 以下の事業を通じ、介護ロボット等の開発・普及について加速化を図る。

(1) ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

- ・ 開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。
- ・ 上記の協議会は、介護ロボットの体験展示、試用貸出、研修実施等の普及拠点としての機能も有する。

(2) 介護ロボットの開発・導入・活用支援の拠点の設置【新規】(+2.0億円)

- ◆ 介護ロボットに関する各事業の成果や他事業の支援策、地域資源等の総合的活用による介護施設等に対する導入・活用支援や、介護ロボット開発の提案内容のシーズ側への働きかけも含め、開発・導入・活用・改善の一連のプロセスを支援する拠点を設置する。
- ◆ 拠点を活用して、高齢者、介護現場、開発メーカー・大学・技術支援機関、自治体等と連携しながら、介護分野におけるロボット・AI・ICT等の実用化を図る。

(3) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

(4) 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

【実施主体】 国(民間団体へ委託)

(令和元年度予算額)

440,000

→

(令和2年度概算要求額)

900,056千円

【要求要旨】

平成31年3月の「介護現場革新会議」の基本方針(①業務仕分け・ロボット・ICT・元気高齢者活用の三位一体型効率化、②ロボット・ICTの活用、③介護業界のイメージ改善)及び生産性向上のガイドラインの効果検証に基づき、今年度は先進自治体における介護業務効率化に関する取組(パイロット事業)のモデルをパッケージ化し、平成30年度に作成した生産性向上に資するガイドラインに事業成果を反映するとともに、関連ツール(自己点検シート等)を作成することとしている。

令和2年度においては、これまでの取組の成果を全国に普及するため、経営者層を対象としたトップセミナーと介護従事者を対象としたミドルセミナーを開催するとともに、介護現場の職場環境の改善等に資するアドバイザーを育成する観点から、業務改善コンサルタントを対象にした育成セミナーを開催する。

また、介護現場の業務改善の取組に意欲的な自治体を後押しするため、手上げ方式によるパイロット事業を継続するとともに、ファシリテーターを養成するための手引きを作成する。

【事業内容】

(1)介護現場の生産性向上に関する全国セミナーの開催【新規】

介護現場の生産性向上に関する取組を全国に普及するため、今年度に改訂する生産性向上に資するガイドラインの取組内容に関するセミナーをそれぞれの職種の役割に応じて開催する。

① トップセミナー(経営者層)

- ・ 経営者層に対して、業務改善に取組む意義から好事例の紹介等、介護現場の生産性向上への取組の意識啓発を目的とした講義セミナーを行う。

② ミドルセミナー(介護従事者層)

- ・ 介護従事者層に対して、介護ロボットやICT機器の活用事例の紹介から体験利用、業務の課題分析や実行計画の作成等のワークショップセミナーを行い、業務改善の司令塔となるプロジェクトリーダーの育成を目指す。

③ 業務改善コンサルタントの育成セミナー

- ・ 介護現場の業務改善に関するコンサルタントに必要な知識や技術の研修を行うことにより、介護現場の業務改善に関するコンサルタント人材の確保を目指す。

(2)介護業務効率化に関する取組におけるパイロット事業【継続】

介護現場の業務改善に取組に意欲的な自治体に対して、その取組に必要な経費を支援する。(今年度と同程度の規模(数力所程度)を想定)

(3)ファシリテーター養成の手引きの作成事業【新規】

ファシリテーター(介護現場における生産性向上の取り組みを支援する者)を養成するための手引きを作成する。